

## 平成25年中の所得から適用されるもの

### ①給与所得控除の上限が設定されました

給与収入の合計が1,500万円を超える場合、給与所得控除が245万円を上限とするよう定められました（変更前は上限なし）。

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,800,000円以下	収入金額×40% 650,000円に満たない場合には650,000円
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30% + 180,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20% + 540,000円
6,600,000円超10,000,000円以下	収入金額×10% + 1,200,000円
10,000,000円超15,000,000円以下	収入金額× 5% + 1,700,000円
15,000,000円超	2,450,000円（上限）

※平成25年中の所得から適用されます。

### ②復興税が創設されました

東日本大震災からの復興のための財源を確保するため、復興税として基準となる所得税の税額に2.1%をかけた金額が上乘せされます。これは、平成25年分以降、25年間にわたり課税されます。  
(例) 計算された所得税額が10万円の場合、復興税分として10万円の2.1%の2,100円が上乘せされます。

## 平成26年中の所得から適用されるもの

### ①帳簿の記帳および帳簿等の保存が義務になります

営業・農業・不動産・山林などの事業所得等を有する人は、平成26年中所得の申告から、白色申告で申告している人も、青色申告者のように事業に関する収入や支出を帳簿に記載することと帳簿や領収書などの資料を保存することが義務づけられます。

#### ◇帳簿の記帳について◇

##### ○記帳する内容

出納帳簿などに記載する内容は、事業に関する収入および必要経費に関することを記載します。具体的には、次のような事が記載されているとよいでしょう。

収入に関すること	経費に関すること
収入（売上）金額	仕入れ、購入金額
売上（出荷）先の名称	仕入先の名称
売上（出荷）物の名称・数量	仕入・購入の名称・数量
農作物の収穫量	

##### ○帳簿を記帳する上での注意点

###### ・記帳はこまめに

帳簿に収入と経費を記帳する場合、日々の合計により記帳します。出荷や購入のたびに記帳する練習をしましょう。

###### ・記帳は正確に

帳簿は、収支内訳書を作成するための資料となりますので、正確にかつ整然と記載する必要があります。

#### ◇帳簿などの保存について◇

##### ○保存する資料

作成した帳簿や記帳に必要な領収書などの資料は、一定の間申告書の控えとともに保存する必要があります。保存する期間は次のとおりです。

・出納帳簿（7年保存） ・経費に関する領収書（5年保存） ・請求書や納品書（5年保存）など

##### ○記帳の仕方がわからない場合

税務署において「記帳説明会」が開催される予定ですので、そちらをご利用ください(日程未定)。

◆注意◆ 帳簿の記帳および帳簿などの保存の義務は、所得金額、税額に関わらず、事業所得を有する人全員に適用されます。非課税や収入が少ないことを理由に、義務が免除されることはありません。  
制度開始までまだ期間はありますが、平成26年からの記帳に備えて、今のうちから記帳の準備を進めておきましょう。

# 確定申告の準備をしましょう

真岡税務署【☎0285 (82) 2115】  
税 務 課【☎028 (677) 6013】

## ◇申告前の準備をお願いします◇

平成25年2月18日から始まる確定申告に向けて、事前に次のことを準備してください。

- ・営業や農業などの収入や経費の計算
  - ・医療費控除を行う場合、医療費の集計
  - ・源泉徴収票や支払証明書、医療費の領収書など申告に必要な書類の整理
  - ・住宅借入金特別控除を受ける場合、必要書類の用意  
(登記事項証明書、残高証明書、住民票、契約書の写しなど)
- 受付時間や待ち時間の短縮、自書申告にご協力をお願いします。

## ◇税制改正について◇

平成24年から平成26年までの所得に関する改正が行われています。今回は、その中でも主な改正についてお知らせします。

## 平成24年中の所得から適用されるもの

### ①生命保険料控除が変更になりました

生命保険料控除が見直しになり、控除額の合計が12万円に変更されました。さらに、新たに介護医療保険分が追加されました。それに伴い、各控除額が4万円に変更されました。

新しい計算は、平成24年1月1日以降に契約した新契約分から適用され、旧契約分については、従来どおりの計算をします。

保険種類	旧契約分 (平成23年12月31日以前契約分)		新契約分 (平成24年1月1日以降契約分)	
	控除限度額		控除限度額	
一般生命保険分	50,000円		40,000円	
個人年金保険分	50,000円		40,000円	
介護医療保険分	なし		40,000円	
控除計算式	支払保険料額	控除額の計算	支払保険料額	控除額の計算
	25,000円以下	支払金額全額	20,000円以下	支払金額全額
	25,000円超50,000円以下	支払金額×0.5 + 12,500円	20,000円超40,000円以下	支払金額×0.5 + 10,000円
	50,000円超100,000円以下	支払金額×0.25 + 25,000円	40,000円超80,000円以下	支払金額×0.25 + 20,000円
	100,000円超	50,000円	80,000円超	40,000円

### ②住宅借入金等特別控除の特例が追加されました

「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、「認定低炭素住宅」に関する住宅借入金等特別控除の特例が、次のように決められました。

また、法律の施行日が12月4日であるため、平成24年分については、それ以降の日に入居した場合に限り対象になります。

認定低炭素住宅に関する住宅借入金等特別控除の計算

入居年	控除期間	借入金等限度額	控除率
平成24年	10年	4,000万円	1.0%
平成25年	10年	3,000万円	1.0%

【参考】通常の住宅借入金等特別控除

入居年	控除期間	借入金等限度額	控除率
平成24年	10年	3,000万円	1.0%
平成25年	10年	2,000万円	1.0%

◆注意◆ 申告相談の日程などについては、広報2月号でお知らせします。  
今年から、個人あてに通知を郵送しません。ご了承ください。